令和8年8月13日からの大雨に伴う災害により被害を受けられた皆様へ

2026.08.14

最終更新日：2026年8月14日

令和8年8月13日からの大雨に伴う災害により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

1．風水雪災等による損害を補償する損害保険について

各種損害保険（火災保険、自動車保険の車両保険および傷害保険など）では風水雪災等による損害を補償するものがあります。
保険金のご請求手続きなど詳しくは、ご契約の損害保険会社または代理店にお問い合わせください。

- 風水雪災等による損害を補償する損害保険

※損害保険の保険金等の請求に際しては、地方自治体から交付される罹災証明書の提出は原則不要です。

ご注意

「保険が使える」と言って住宅修理を勧誘する業者や保険金の請求を代行する業者とのトラブルが増加していますので、ご注意ください。

- 住宅の修理などに関するトラブルにご注意

2．災害救助法が適用された地域でご契約者が被害を受けられた場合の特別措置について

災害救助法が適用された地域でご契約者が被害を受けられた等の場合、各損害保険会社は、火災保険、自動車保険、傷害保険などの各種損害保険（自賠責保険を除く）について、以下のとおり継続契約の手続きや保険料のお支払いを猶予いたします。
詳細は、ご契約の損害保険代理店または損害保険会社にお問い合わせください。

1. 継続契約の締結手続き猶予
   災害救助法の適用日から2か月後の末日までに満期日が到来する継続契約の締結手続きについて猶予いたします。

2. 保険料の払込猶予
災害救助法の適用日から2か月後の末日までに払い込むべき保険料の払込について猶予いたします。

なお、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。（2026年8月14日現在）

千葉県

法の適用日：8月13日　猶予期日：10月末日

千葉市（ちばし）
市川市（いちかわし）
船橋市（ふなばしし）
館山市（たてやまし）、
松戸市（まつどし）
茂原市（もばらし）
佐倉市（さくらし）
東金市（とうがねし）
習志野市（ならしのし）
柏市（かしわし）
市原市（いちはらし）
八千代市（やちよし）
我孫子市（あびこし）
鎌ケ谷市（かまがやし）
四街道市（よつかいどうし）
八街市（やちまたし）
印西市（いんざいし）
白井市（しろいし）
大網白里市（おおあみしらさとし）
白子町（しらこまち）
長柄町（ながらまち）
富里市（とみさとし）
山武市（さんむし）
印旛郡酒々井町（いんばぐんしすいまち）、
山武郡九十九里町（さんぶぐんくじゅうくりまち）

風水雪災等による損害を補償する保険であっても、各損害保険会社から発売されている損害保険にはいろいろな種類があり、また、さまざまな名称がつけられて販売されています。
ご契約されている損害保険が「風水雪災等による損害を補償する損害保険」に該当するか、詳しくは損害保険会社または代理店にお問い合わせください。

3．お問い合わせ

そんぽADRセンター

損害保険に関するご相談は「そんぽADRセンター」まで。

そんぽADRセンター

（そんぽADRセンター東京／そんぽADRセンター近畿）

TEL 03-4332-5241（全国共通）

受付は月から金曜日（祝日・休日および12/30～1/4を除く）午前9時15分～午後5時まで

自然災害等損保契約照会センター

災害救助法が適用された地域で、家屋等の流失・焼失等により損害保険会社との保険契約に関する手掛かりを失ったお客様についての契約照会を受け付けます。
なお、原則として、被災された方（ご本人）、被災された方（ご本人）の親族（配偶者・親・子・兄弟姉妹）からのご照会に限ります。詳細は下記のリンク先をクリックしてご覧ください。

› 自然災害等損保契約照会制度について

一般社団法人　日本損害保険協会「自然災害等損保契約照会センター」

0120-501331

受付は月から金曜日（祝日・休日および12/30～1/4を除く）午前9時15分～午後5時まで

損害保険の受付窓口

ⓘ こちらをご参照ください

› 損害保険に関する受付窓口一覧

JIA千葉支店のお客様

千葉県柏市増尾1-4-10
電話04-7172-0962
FAX04-7172-0918